

第 7 2 7 号
平成27年 2月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

訓 令 甲	番号	頁数
・天理市広報発行要領の一部改正	1	2
告 示	番号	頁数
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	3	2
・放置自転車等の保管について	4	2
・公示送達について	5	3
・放置自転車等の保管について	6	3
・公示送達について	7	3
・放置自転車等の保管について	8	3
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	9	4
・公示送達について	10	4
・放置自転車等の保管について	11	4
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	12	5
・放置自転車等の保管について	13	5
・放置自転車等の保管について	14	5
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	15	6
・放置自転車等の保管について	16	6
・公示送達について	17	6
・放置自転車等の保管について	18	6
・放置自転車等の保管について	19	7
・放置自転車等の保管について	20	7
・住民票の職権消除について	21	8
・放置自転車等の保管について	22	8
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	23	8
・放置自転車等の保管について	24	8
・公示送達について	25	9
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	26	9
・公示送達について	27	9
・放置自転車等の保管について	28	10
・放置自転車等の保管について	29	10

・放置自転車等の保管について	30	10
・放置自転車等の保管について	31	11
・放置自転車等の保管について	32	11
・放置自転車等の保管について	33	11
・放置自転車等の保管について	34	12
・公示送達について	35	12
・放置自転車等の保管について	36	12
・放置自転車等の保管について	37	13
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	38	13
・放置自転車等の保管について	39	14
・放置自転車等の保管について	40	14
・放置自転車等の保管について	41	14
・放置自転車等の保管について	43	15
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	44	15
・放置自転車等の保管について	45	15
・放置自転車等の保管について	46	16
公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	1	16
・天理市森林整備計画の変更について	2	21
・農用地利用集積計画について	3	21
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	2	21
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	2	21
公営企業	番号	頁数
・一般競争入札について【公告】	1	21
・天理市指定下水道工事店の指定につ いて【公告】	2	25
・天理市指定給水装置工事事業者の指 定について【告示】	1	25
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	3	25

訓 令 甲

天理市訓令甲第1号

天理市広報発行要領（昭和36年5月天理市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年1月20日

天理市長 並 河 健

第2項中「及び15日」を削り、第3項中「原稿用紙」を「様式」に、「20日前」を「30日前」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成27年2月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市広報発行要領の規定は、平成27年2月以降に発行する広報について適用し、同年1月までに発行する広報については、なお従前の例による。

告 示

（平成27年1月6日揭示済）

天理市告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、竹之内町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成27年1月6日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市竹之内町263番地 熊本 繁雄

変更後 代表者 天理市竹之内町41番地 奥本 章

変更年月日 平成27年1月1日

（平成27年1月6日揭示済）

天理市告示第4号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年1月6日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年1月6日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

（1）返還期間

平成27年1月6日から平成27年3月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）返還時間

午前9時から午後6時まで

6 返還時に必要なもの

（1）印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

（2）移動・保管費用（1台につき）

ア 移動費 2,050円

イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成27年 1月 6日 掲示済)

天理市告示第5号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 1月 6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成25年 1月 7日 掲示済)

天理市告示第6号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月 7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 1月 7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 1月 7日から平成27年 3月 7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 1月 8日 掲示済)

天理市告示第7号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 1月 8日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年 1月 8日 掲示済)

天理市告示第8号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月 8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 1月 8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 1月 8日から平成27年 3月 8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 1月 8日 揭示済)

天理市告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、岸田町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成27年 1月 8日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市岸田町442番地	冬木 正啓
変更後	代表者	天理市岸田町579番地	村井 清文
変更年月日		平成27年 1月 1日	

(平成27年 1月 9日 揭示済)

天理市告示第10号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 1月 9日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年 1月 9日 揭示済)

天理市告示第11号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月 9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 1月 9日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年1月9日から平成27年3月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成27年1月9日揭示済)

天理市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、福住町中定区自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成27年1月9日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市福住町6785番地 木村 洋一

変更後 代表者 天理市福住町6928番地1 井上 定夫

変更年月日 平成27年1月4日

(平成27年1月13日揭示済)

天理市告示第13号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年1月13日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年1月13日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年1月13日から平成27年3月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成27年1月15日揭示済)

天理市告示第14号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年1月15日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年1月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 1月15日から平成27年 3月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成27年 1月16日 揭示済)

天理市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、新泉町新町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成27年 1月16日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市新泉町438番地8 菊川 義勝

変更後 代表者 天理市新泉町462番地8 森下 敬次

変更年月日 平成27年 1月10日

(平成27年 1月19日 揭示済)

天理市告示第16号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月19日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 1月19日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 1月19日から平成27年 3月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成27年 1月20日 揭示済)

天理市告示第17号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 1月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年 1月20日 揭示済)

天理市告示第18号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 1月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 1月20日から平成27年 3月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 1月21日揭示済)

天理市告示第19号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 1月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 1月21日から平成27年 3月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 1月21日揭示済)

天理市告示第20号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 1月21日
- 3 移動対象区域
天理市東井戸堂町398番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成27年 1月21日から平成27年 3月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 1月21日 揭示済)

天理市告示第21号

住民票の職権消除について

天理市に住民票を有する下記の者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条に規定する事由が生じたため、同令第12条第1項の規定により、住民票を職権で消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 1月21日

天理市長 並 河 健

記

職権消除した年月日 平成27年 1月21日

職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略

この処分不服があるときは、住民基本台帳法第31条の4の規定により、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に審査請求することができます。

また、この場合においては、天理市長に異議申立てをすることもできます。

(平成27年 1月22日 揭示済)

天理市告示第22号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 1月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 1月22日から平成27年 3月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 1月22日 揭示済)

天理市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、福住町鈴原自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成27年 1月22日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市福住町10526番地	千葉	琢人
変更後	代表者	天理市福住町10564番地	植西	忠弘
変更年月日		平成27年 1月 4日		

(平成27年 1月23日 揭示済)

天理市告示第24号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 1月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 1月23日から平成27年 3月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 1月23日 揭示済)

天理市告示第25号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 1月23日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年 1月26日 揭示済)

天理市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、海知町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成27年 1月26日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市海知町125番地	中辻	徳行
変更後	代表者	天理市海知町116番地3	平田	博三
変更年月日		平成27年 4月 1日		

(平成27年 1月26日 揭示済)

天理市告示第27号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 1月26日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の

送達があったものとみなす。

(平成27年 1月26日 掲示済)

天理市告示第28号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 1月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 1月26日から平成27年 3月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 1月26日 掲示済)

天理市告示第29号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 1月26日
 - 3 移動対象区域
天理市西長柄町12番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 1月26日から平成27年 3月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 1月27日 掲示済)

天理市告示第30号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成27年 1月27日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 1月27日から平成27年 3月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成27年 1月28日 揭示済)

天理市告示第31号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 1月28日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 1月28日から平成27年 3月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成27年 1月28日 揭示済)

天理市告示第32号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 1月28日
- 3 移動対象区域
天理市遠田町473番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 1月28日から平成27年 3月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成27年 1月29日 揭示済)

天理市告示第33号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 1月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 1月29日から平成27年 3月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 1月30日 揭示済)

天理市告示第34号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 1月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 1月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 1月30日から平成27年 3月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 1月30日 揭示済)

天理市告示第35号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 1月30日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年 2月 2日 揭示済)

天理市告示第36号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 2月 2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 2月 2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 2月 2日から平成27年 4月 2日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 2月 2日 揭示済)

天理市告示第37号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年 9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成27年 2月 2日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成27年 1月30日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 2月 2日から平成27年 7月31日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成27年 2月 3日 揭示済)

天理市告示第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、九条町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条例第10項の規定に基づき告示します。

平成27年 2月 3日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市九条町121番地 松岡 俊行
変更後 代表者 天理市九条町100番地 東田 邦種
変更年月日 平成27年 1月12日

(平成27年 2月 3日 揭示済)

天理市告示第39号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 2月 3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 2月 3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 2月 3日から平成27年 4月 3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 2月 3日 揭示済)

天理市告示第40号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 2月 3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 2月 3日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂北菅田町73番地14先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 2月 3日から平成27年 4月 3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 2月 3日 揭示済)

天理市告示第41号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 2月 3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日

平成27年 2月 3日

- 3 移動対象区域
天理市川原城町253番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 2月 3日から平成27年 4月 3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成27年 2月 3日 揭示済)

天理市告示第43号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 2月 4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 2月 4日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 2月 4日から平成27年 4月 4日まで（平成27年 4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成27年 2月 4日 揭示済)

天理市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、九条町横広自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成27年 2月 4日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市九条町787番地 堀内 佐多夫
変更後 代表者 天理市九条町791番地 辻本 雄一
変更年月日 平成27年 1月10日

(平成27年 2月 5日 揭示済)

天理市告示第45号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自

転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 2月 5日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 2月 5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 2月 5日から平成27年 4月 5日まで（平成27年 4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 2月 5日 掲示済)

天理市告示第46号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 2月 5日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 2月 5日
 - 3 移動対象区域
天理市西長柄町371番地5先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 2月 5日から平成27年 4月 5日まで（平成27年 4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

公 告

(平成27年 1月13日 掲示済)

天理市公告第1号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年 1月13日

天理市長 並 河 健

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 天理市立メディカルセンター新築工事
- (2) 工 事 場 所 天理市富堂町
- (3) 工 事 概 要 S造 地上3階建て 延床面積 1798.6㎡

建築工事	1.0式
建築改修工事	1.0式
(仮使用既存閉塞工事含む)	
電気設備工事	1.0式
機械設備工事	1.0式
機械設備改修工事	1.0式
(新築工事に伴う既存配管切り廻し工事)	
昇降機設備工事	1.0式
(E V・小荷物昇降機 各1.0基)	
その他工事	1.0式
発生材処分費	1.0式

- (4) 工 期 平成27年12月28日まで
- (5) 予 定 価 格 762,652,800円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 686,387,520円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) 前 払 金 平成26年度については請求不可。
平成27年度については当該年度の出来高予定額に応じて支払いを行う。
ただし、支払総額の上限は3億円とする。

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者のうち奈良県内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。以下「営業所」という。)を有する者の2者で構成される特定建設工事共同企業体(共同施工方式をとるものに限る。以下「共同企業体」という。)であって、次の(2)から(5)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 共同企業体を構成する建設業者(以下「共同企業体構成員」という。)の出資比率は、30%以上であること。ただし、共同企業体の代表者については、同比率が50%を超えるものとする。
- (3) 共同企業体構成員のすべてが、次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 共同企業体構成員のうち代表者にあつては、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値1300点以上を有する者であること。
代表者以外の構成員(以下「その他の構成員」という。)にあつては、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事について総合評定値800点以上で、天理市内に本店又は営業所を有する者であること。
 - ④ 本競争入札参加資格確認時点並びにその後に予定されている本件の入札の開札日までの間において、天理市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑤ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - ⑥ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑦ 詳細は、入札説明書による。
- (4) 共同企業体構成員は、それぞれの立場に応じて要求される次の条件のすべてを満たす技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
- ① 代表者
 - ア 一級建築施工管理技士もしくは一級建築士の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - イ 建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている監理技術者
 - ウ 入札の申し込みのあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ② その他の構成員
 - ア 一級建築施工管理技士もしくは二級建築施工管理技士の資格を有する者、又は一級建築士もしくは二級建築士の資格を有する者
 - イ 入札の申し込みのあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係にある者
- (5) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
- 名 称 (株)伊藤喜三郎建築研究所 大阪支店
住 所 大阪府大阪市中央区北浜1丁目1-10

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

(3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出部数 1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

(4) 仕様書公開の期間及び場所

① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

② 場 所 (1)に同じ。

(5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるものは認めない。

(6) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

(7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、天理市建設工事郵便入札試行要領に基づき、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

(8) 入札書の到着期限日及び送付先

① 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 入札書の送付先 日本郵便㈱ 天理郵便局留

天理市役所 総務部総務課入札審査室 行

(9) 開札の日時及び場所

① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

② 場 所 天理市川原城町605番地

天理市役所 地下1階 B31会議

第4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

① 入札の回数は、1回とする。

② 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

③ 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者に「くじ」を引かせて落札者を決定するものとする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約日

本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定により議会の議決を要するため、契約日については議決日以降となり、それまでの間は仮契約とする。

第5 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第6 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

別表（入札日程）

天理市立メディカルセンター新築工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成27年 1月13日（火）から 平成27年 1月26日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成27年 1月13日（火）から 平成27年 1月26日（月）まで
質問書の提出期限	平成27年 1月28日（水） <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認の結果の通知日	平成27年 2月 4日（水）〔発送〕
質問書への回答日	平成27年 2月 4日（水）〔発送〕
競争参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限	平成27年 2月10日（火）
競争参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成27年 2月13日（金）〔発送〕
入札書到着期限日	平成27年 2月18日（水） 書留郵便にて 日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成27年 2月19日（木） 午前11時
くじを行う場合の日時	平成27年 2月20日（金） 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成27年 1月22日 揭示済)

天理市公告第2号

森林法（昭和26年法律第249号）附則（平成23年法律第20号）第5条の規定により天理市森林整備計画を変更したいので、同法（新法）第10条の5第7項において準用する同法（新法）第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の変更計画書を縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画の変更計画書に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、天理市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成27年 1月22日

天理市長 並 河 健

1. 天理市森林整備計画の変更計画書の縦覧期間
自 平成27年 1月22日（公告年月日）
至 平成27年 2月23日（公告年月日の翌日から起算して32日目）
2. 天理市森林整備計画の変更計画書の縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町605番地

(平成27年 1月30日 揭示済)

天理市公告第3号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成27年 1月30日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成27年 2月 3日 揭示済)

天教告示第2号

平成27年 2月10日 午前9時30分から 2月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成27年 2月 3日

天理市教育委員会
教育委員長 田中 久善

農業委員会

(平成27年 1月26日 揭示済)

天農委告示第2号

平成27年 2月 6日 午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成27年 1月26日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第3号 農用地利用配分計画について
議案第4号 その他
①相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
②市街化区域の専決処分について（報告）

公営企業

(平成27年 1月22日 揭示済)

天理市上下水道局公告第1号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年 1月 8日

天理市上下水道事業管理者

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 ϕ 100mm配水管改良工事
- (2) 工事場所 天理市指柳町、前栽町地内
- (3) 工事概要 (仮設配管工事)
- | | |
|--------------------|------------|
| ϕ 100mm仮設管布設工 | L = 480.5m |
| ϕ 75mm仮設管布設工 | L = 1.5m |
| ϕ 50mm仮設管布設工 | L = 37.1m |
- (本設配管工事)
- | | |
|------------------------|------------|
| ϕ 100mmポリエチレン管布設工 | L = 458.1m |
| ϕ 75mmポリエチレン管布設工 | L = 0.6m |
| ϕ 50mmポリエチレン管布設工 | L = 36.5m |
- 本設公道分岐工 N = 23箇所
- (舗装本復旧工事)
- | | |
|-------------|---------------------------|
| 車道アスファルト舗装工 | S = 1,812.0m ² |
| 歩道アスファルト舗装工 | S = 42.0m ² |
- (4) 工期 平成27年3月31日まで
- (5) 予定価格 43,457,040円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格 (以下「調査基準価格」という。) 設定有り。

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局 (以下「局」という。) に対して天理市建設工事執行規則 (昭和48年2月天理市規則第4号) 第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書 (様式第1号) を提出している土木工事の資格を有する建設業者 (市内に本店又は営業所 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。) を有するもの) であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの) における土木工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 局が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表 (平成26年度) において土木工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
 - ⑥ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑦ 本工事の仕様書に対する質問を、書面 (様式は自由とする。以下「質問書」という。) により提出した者であること。
 - ⑧ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑨ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- 名称 株式会社 大阪水道工業会研究所 奈良支社
所在地 奈良県奈良市富雄元町1丁目3番29号

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8558
天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表 (入札日程) のとおりとする。

- ② 交付場所 (1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法
 - ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の日時及び場所
 - ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 場 所 (1)に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるものは認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。
- (7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札書の到着期限日及び送付先
 - ① 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局総務課庶務係 行
- (9) 開札日時及び場所
 - ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ③ 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階 会議室

第4 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
 - ① 天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領(平成23年7月)に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。
 - ② 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第5 その他

- (1) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。
- (3) 入札結果の公表等
落札決定後、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。
- (4) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

第6 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場
 第7 問い合わせ先
 天理市上下水道局 総務課 庶務係
 電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

φ100mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成27年1月8日（木）から 平成27年1月16日（金）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成27年1月9日（金）から 平成27年1月16日（金）まで
質問書の提出期限	平成27年1月20日（火） <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成27年1月23日（金）
質問書への回答日	平成27年1月23日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成27年1月28日（水）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成27年1月30日（金）
入札書到着期限日	平成27年2月5日（木）
開札の日時	平成27年2月6日（金） 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成27年2月6日（金） 午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成27年 1月15日 揭示済)

天理市上下水道局公告第2号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成27年 1月15日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成27年 1月15日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

天理市指定下水道工事店

商号 大西設備工業

代表者 大西 真也

住所 奈良県奈良市法華寺町666

(平成27年 1月15日 揭示済)

天理市上下水道局告示第1号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成27年 1月15日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成27年 1月15日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

天理市指定給水装置工事事業者

商号 大西設備工業

代表者 大西 真也

住所 奈良県奈良市法華寺町666

(平成27年 1月22日 揭示済)

天理市上下水道局公告第3号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年 1月22日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第1処理分区	指柳町の一部